

日野町告示第 159号

下記の書類は、宛先人の所在が不明なため、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定に基づき公示送達をします。

なお、この書類は日野町役場税務課において保管し、申し出があればいつでも交付します。

令和8年8月31日

日野町長 堀 江 和 博



記

文 書 の 名 称		住 所 ・ 氏 名
地方税法第329条に基づく通知 令和8年度町県民税・普徴1期分		LE QUOC BAO
		VO HOANG TUAN
		MAI VAN TRI
		DANG THAI HOC
		HOANG VAN HAI
		DODI HERYANTO
		EI NGE NGE OO
		PHAN QUOC PHU
		以下余白
注 意	地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、告示のあった日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があったものとみなされます。	